

貯金規定の改正について

令和元年 11 月に、清水農業協同組合（以下「当組合」という）では、「キャッシュカード規定」「振込規定」「JA ネットバンク利用規定」を一部改正いたしますのでお知らせいたします。

適用開始日 令和元年 11 月 1 日（金）

【対象となる規定】

「キャッシュカード規定」（「当座性貯金規定集」「JA プラスL 取引規定」内に掲載）

【改定内容の一部抜粋】

通帳入金が全国ネットでの対応が可能となったこと、クレジット機能を定めた会員規約名称にかかる記載を修正したことに伴い、以下の下線部を追加・変更します。

【ICカード規定（磁気カード含む）】

1.（カードの利用）

(1) ③ 当組合、（削除）提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の振込を行うことができる現金自動預入支払機（以下、「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。

2（貯金機による入金）

(1) 貯金機を使用して入金をする場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に従って、貯金機にカードまたは通帳（当組合および （削除）提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。

（削除）

【JAカード（一体型）規定】

7.（JAカード（一体型）の機能分離等）

(1) ① JAカード（一体型）のICキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、ICキャッシュカードと「NICOSカード会員規約、JAカード会員特約、JAカード「個人情報の取扱いに関する特約」、ロードアシスタンスサービス規定」により定められたクレジットカード機能のみを有するJAカード（以下、「JAカード」といいます。）それぞれの発行を希望する場合

適用開始日 令和元年 11 月 11 日（月）

【対象となる規定】

「振込規定」（「当座性貯金規定集」「JA プラスL 取引規定」内に掲載）

【改定内容の一部抜粋】

系統金融機関が全銀モアタイムシステムに参加することに伴い以下の下線部を追加・変更します。

2.（振込の依頼）

(2) ⑥ 文書扱いは振込機では取扱いません。

4.（振込通知の発信）

(2) 振込機の当日扱い時間終了後および金融機関休業日に、振込機による依頼日当日または依頼日の翌営業日を振込指定日とする振込依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、指定された日に振込通知を発信します。

ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。

適用開始日 令和元年 11 月 18 日 (月)

【対象となる規定】

「JAネットバンク利用規定」「当組合所定事項」

【改定内容の一部抜粋】

機能拡充に伴い以下の下線部を追加・変更します。

「JAネットバンク規定」

第7条 振込・振替サービス

- ② 3 振込・振替指定日は、当組合の指定する操作方法により指定してください。この場合、指定日は当組合所定の期間からお選びいただきます。ただし、振込先の金融機関の状況等により、指定日の翌営業日扱いとなることもあります。

なお、当組合は契約者に通知することなく、この期間を変更することがあります。

第9条 定期貯金サービス

- ① 定期貯金サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した口座について、定期貯金の口座開設、預入、満期解約予約、満期時取扱条件変更（満期解約予約取消、元金継続・元利金継続の変更）、中途解約等を行うことができるサービスをいいます。
- ③ 本サービスによる預入は、次のとおり取扱います。
- 1 預入を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち通帳式定期貯金口座とし、あらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座（納税準備貯金を除く）から預入金額を引き落とし、契約者が指定した定期貯金口座に預入します。
 - 2 定期貯金商品は当組合所定のものに限り、また、預入の期間が10年やマル優等、本サービスによる取扱いができない事項があります。
 - 3 定期貯金の適用利率は、預入日における定期貯金商品の貯金利率とします。
- ④ 本サービスによる満期解約予約および満期解約予約取消を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち総合口座の定期貯金口座とします。また、元金継続・元利金継続の変更を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち通帳式定期貯金口座とします。
- ⑤ 本サービスによる中途解約を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち通帳式定期貯金口座における当組合が定める商品に限り、また、当組合所定の中途解約利率を適用します。
- ⑥ 本サービスを利用できる口座や商品に該当しても、契約状況、取引状況によっては、本サービスを利用できない場合があります。

「当組合所定事項」

【利用時間について】

○平日・土曜日・祝日…0時40分～23時40分

○日曜日 …6時30分～23時40分

ただし、次の特定日等につきましては、本サービスを停止、またはご利用時間を短縮いたします。

(削除)

ご利用時間の短縮

・ 1・5・8・10月の第3土曜日…0時40分～21時00分

上記土曜日の翌日曜日 …8時00分～23時40分

・ 1月1日～1月3日 …8時00分～19時00分

・ 5月3日～5月5日、第1・第3月曜日 …6時00分～23時40分

・祝日または5月3日～5月5日が日曜日と重なる場合は、日曜日のご利用時間となります。
上記以外にも当組合の都合によりサービスを休止する場合があります。

(削除)

払込サービスは収納機関の利用時間の変動等により、当組合の定める利用時間内でも利用できない場合があります。

【サービス利用対象口座について】

サービス利用対象口座は、20口座までご登録いただけます。

このサービス利用対象口座のうち1口座を「代表口座」としてご登録いただきます。なお、代表口座は普通貯金又は当座貯金のいずれかをご指定いただきます。代表口座以外は普通貯金・当座貯金・貯蓄貯金、納税準備貯金、定期貯金 (削除) をご指定いただくことができます。

【振込・振替の処理指定日について】

依頼日当日 および依頼日の翌営業日以降5営業日の指定が可能です。

(ただし、携帯電話からの当日扱いの振込・振替は、平日15時までに受付したものに限り)

※ 対象となる規定の改定内容の詳細については、窓口にお問い合わせください。

※ 改定後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。